

第3回障がい児保育検討専門委員会

障がい児保育の今後のあり方について

令和元年5月21日

障がい児保育の経緯

本市の障がい児保育制度は、昭和58年度より指定保育所制度により開始し、平成14年度より、全保育所での受入れを実施している。

その後、15年余が経過し、その間、児童福祉法の改正や社会情勢の変化等により、障がい児保育のニーズが高まっているほか、医療的ケアを必要とする児童の保育の受け皿の確保など、新たな課題も生じている。

具体的な課題

- ① 医療的ケア児の保育の受け皿について
- ② 障がいの程度が重い子どもの保育の受け皿について
- ③ 障がい児保育に係る判定制度の見直しについて

検討イメージ

現行制度

障がい, 医ケアの程度

障がい児

医ケア児

保育の受け皿
なし

保育の受け皿
なし

通常の保育所で受入れ
(現行の障がい児保育)

障がいの程度に応じて, 加配
保育士配置費用助成

例 5歳児の場合, 児童30人
に保育士1人の配置に加え
て, 保育士0.6人を配置

医療的ケア児保育
モデル事業

(千代保育所)

課題③

検討イメージ

障がい, 医ケアの程度

障がい児

医ケア児

保育所の代替となる
保育の受け皿の確保

居宅訪問型保育事業の活用??

保育所での
受入れの可否

指定園?? 全園??

課題②

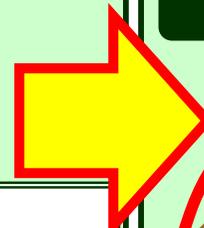
保育所での
受入れの可否

公立?? 指定園?

30年度: 千代保育所
31年度: 4か所
(千代, 香椎, 姪浜, 那珂)

課題①

現行どおり



集団保育困難

軽度

中度より重い

保育所での保育困難

児童1人につき
保育士1人の対応

軽度

中度より重い

利用可能サービス（現状）

サービスの概要

① 保育所等

- ・対象：**保護者の労働等**により，保育が必要な児童
- ・目的：保育を必要とする児童の保育
- ・利用時間：**月～土の7時～18時**
- ・根拠法令：児童福祉法

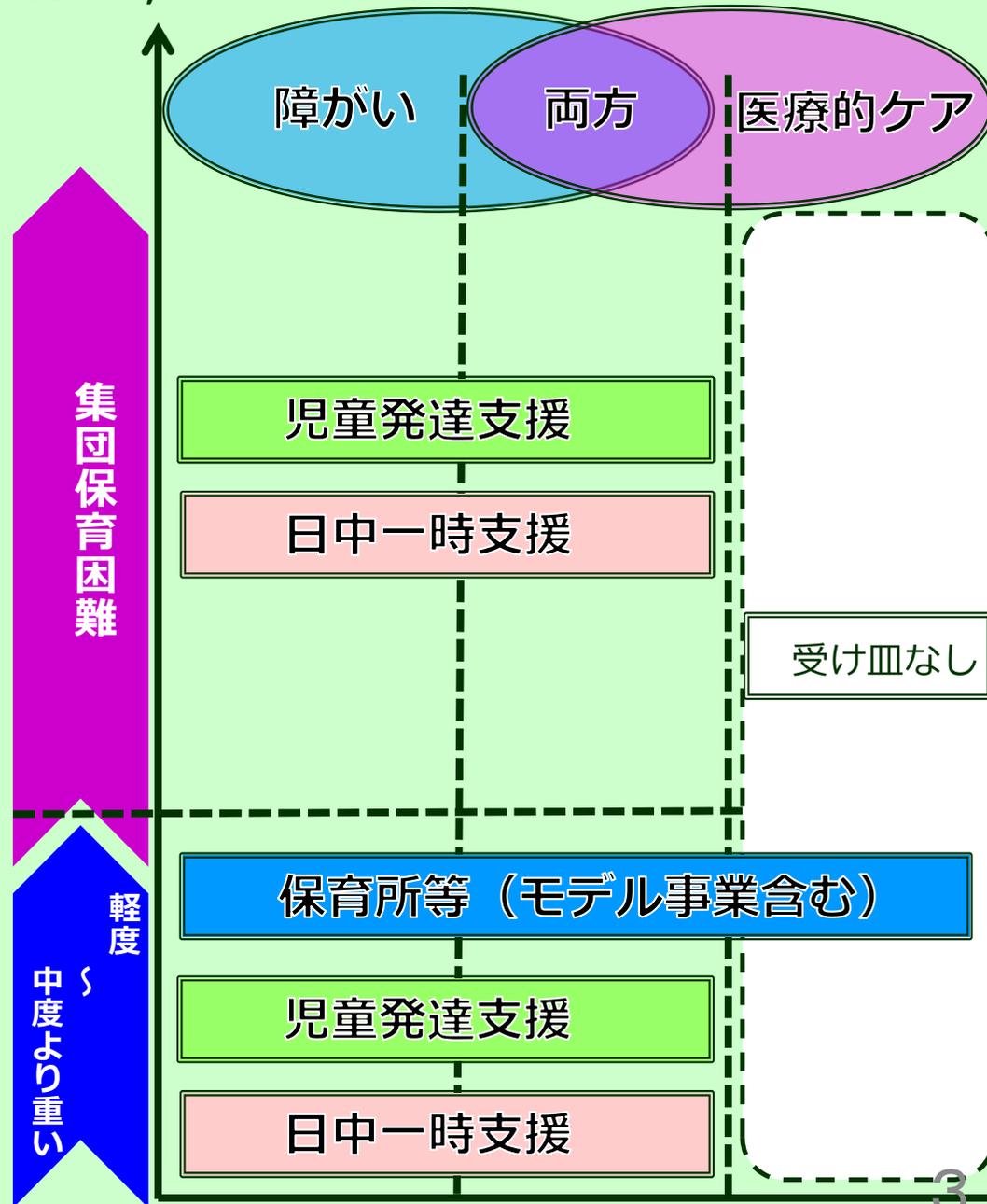
② 児童発達支援（センター，事業所）

- ・対象：障がい児で療育の必要な児童
- ・目的：日常生活における基本的な動作の**指導など**
- ・利用時間：月～金の**10時～15時**
週1～5日（年齢による）
- ・根拠法令：児童福祉法

③ 日中一時支援

- ・対象：障がい児，知的障がい者
- ・目的：**家族の一時的な休息**
（一時的な介護者の不在や，介護者の休息）
- ・利用時間：月10日
- ・根拠法令：障害者総合支援法

障がい，医療的ケアの程度



1. 障がい児保育の対象児童

現 行

集団保育が成り立たないほどの個別的な人員を要しない児童を対象とし、常態として保育士と児童が1対1の個別対応を要するものは、対象児とはしない。

変更理由等

- ・ 児童福祉法の改正、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行、福岡市障がい者差別解消条例（福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例）の施行などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、障がい児やその保護者を取り巻く環境の変化による保育ニーズの高まり、医療的ケア児の保育の受け皿の確保という新たな課題などに対応するもの。

変更案

すべての障がいをもつ児童（医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）を含む。）を対象児とすべき。

2-1. 障がい児の受入れ（医療的ケアを必要としない児童）

現 行

全保育所で障がい児保育を実施する。

変更理由等

<これまでの意見>

○保育所等で1：1保育が可能な児童について（医療的ケア児以外）

- ・民間保育所でも、専任の保育士1人を配置し、1：1保育を実施している事例あり。
- ・受け入れる保育所の準備が重要で、保育士のトレーニングも必要。
- ・補助制度拡充を前提に、1：1保育の実施は児童の可能性を広げる。

○保育所等での保育が困難な児童について（医療的ケア児以外）

- ・保育士1人が1日中1人の児童を保育するのは負担が大きく、児童発達支援事業との複合型や、近隣保育所との連携を検討すべき。
- ・児童発達支援事業も、結果的に保育の受け皿の1つとなっている。
- ・様々な手法を検討すべき。

変更案

① 医療的ケアを必要としない児童

- (1) 現行の障がい児保育の対象児については、従来どおり全保育所等で保育を実施。
- (2) 児童1人に対して保育士1人での対応により保育所等での保育が可能な児童については、●●●で受け入れるべき。
- (3) (2)での対応が困難な児童については、居宅訪問型保育事業等を活用して保育を実施すべき。

論 点

①(2)について

いわゆる1：1保育を必要とする児童が保育所等の利用を希望する場合の受け皿をどうするか。（公立保育所，一部民間保育所，全保育所）

①(3)について

障がいや疾病等の程度を勘案し集団保育が著しく困難な児童の保育の受け皿として、国は「居宅訪問型保育事業」を示すが、本市における運用はどうあるべきか。

2-2. 障がい児の受入れ（医療的ケア児）

現 行

該当なし

変更理由等

<これまでの意見>

○保育所等で1：1保育が可能な児童について（医療的ケア児）

- ・看護師配置の観点からは、医療的ケア児の受入れ保育所をある程度拠点化することが望ましいが、利用者利便性の観点も必要。
- ・医療的ケア児の在籍の有無にかかわらず、恒常的に看護師を配置できるとよい。
- ・看護師を保育士とは別に雇用できれば、受入保育所も安心できる。
- ・訪問看護ステーション等に委託してはどうか。
- ・保育所の運営上は、保育所での直接雇用が望ましい。
- ・市が、看護師を直接雇用して派遣してはどうか。
- ・低年齢児の保育スタッフとして、看護師を配置している保育所もある。
- ・看護師負担の軽減から、指導医の配置も含めて、主治医との連携体制の整備が必要。

○保育所等での保育が困難な児童について（医療的ケア児）

- ・①(3)における意見と同じ。

② 医療的ケア児

- (1) 保育所等での保育が可能な児童については、公立保育所での受入れを原則とし、医療的ケア児の受入れを行う民間保育所に対しては、看護師配置に係る支援を実施すべき。

《補足意見》

- ・公立保育所及び一部の民間保育所においては、医ケア児の在籍の有無にかかわらず、看護師を恒常的に配置することを検討されたい。
 - ・看護師の安定的な確保策を検討されたい。
 - ・保育所・主治医・保護者の間での連携の重要性に鑑み、●●●●等に配慮されたい。
 - ・保育現場と主治医の橋渡しの役割を担う指導医について、●●●●。
- (2) 保育所等での保育が困難な児童については、居宅訪問型保育事業等を活用して保育を実施すべき。

論 点

②(1)について

- ・ 医療的ケア児が在籍していない保育所等への看護師の恒常的配置には、相応の理由付けが必要。
- ・ 看護師の安定的な確保策を検討すべき。（市の直接雇用には限界があるか。）
- ・ 医療的ケアの種類や程度により、看護師1人で対応できる人数の目安を示せるか。
- ・ 医療的ケアに係る留意事項について、指針が必要か（主治医指示書があれば不要か）

②(2)について

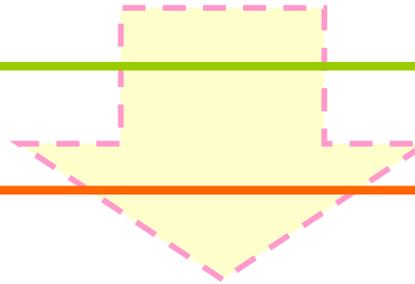
- ・ ①(3)における論点と同じ。

3. 障がい児保育事業の対象となる児童の決定

現 行

障がい児保育事業の対象となる児童は，福岡市障がい児保育指導委員会（以下「委員会」という。）での障がいの程度に係る協議における意見を参考に，子育て支援部長が決定する。

変更案



<次のような事項を記載>

- ・「保育所等での保育が適当か否か」についても，委員会における協議事項とすべきか。
- ・委員会での協議事項については，実態に即して，「児童が必要とする支援の程度（関わり）」に主眼を置くべきか。
- ・医療的ケアの種類によっては，程度にかかわらず，保育所等での受入れが難しいものがあるのか（体系的に整理できるか）。
- ・医療的ケア児についても，障がい児保育制度の中で，一体的に対応すべきか。
- ・現状，すべての対象児が委員会での協議対象とされているが，判定表が客観的な判断を可能とする内容であれば，委員会での協議対象となる児童を限定できるか。

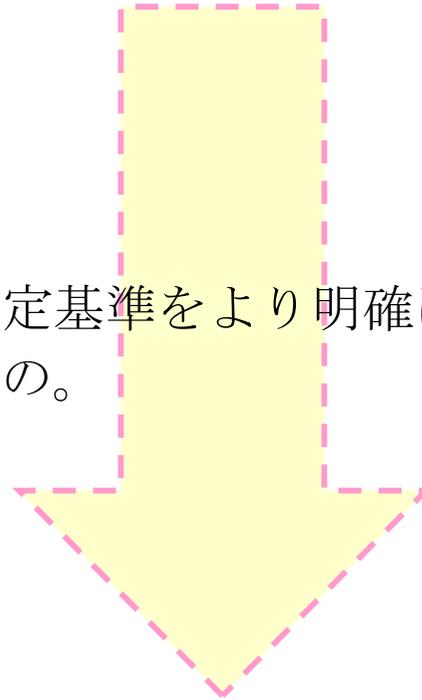
4. 障がいの程度に係る判定基準

現 行

(略)

変更理由等

- ・市の説明責任の観点から、判定基準をより明確にするとともに、現行の「集団保育困難」という考え方を改めるもの。



変更案

事務局において、変更案の叩き台作成中。

5. 「保育」以外の関連事項

現 行

該当なし

変更理由等

<これまでの意見>

- ・障がいの程度が重い児童の現状の受け皿となっている児童発達支援事業についても、広い意味での「保育」の一つとして、今回の障がい児保育の議論と併せて検討すべき。
- ・現状、児童発達支援事業所に通所している児童も含め、保育士1人がついていても保育所での保育が困難な児童について、どのような保育の受け皿が確保できるのか、整理していく必要がある。

変更案

児童発達支援事業や日中一時支援事業など、障がいの程度が重い児童等の受け皿となっている事業については、事業の趣旨や目的が「保育」のそれとは異なるものの、これらの利便性向上を図ることにより、結果的に、保護者の就労等支援等の推進につながることに鑑み、事業相互間の利用促進も含め、積極的な展開を図るよう努められたい。

5. 「保育」以外の関連事項

現 行

該当なし



変更案

幼稚園においても、障がい児や医療的ケア児の受け入れを推進することにより、これらの児童と障がいのない児童や医療的ケアを必要としない児童相互の発達が促されることから、幼稚園での受け入れを推進するための支援を検討されたい。

変更理由等

<これまでの意見>

- ・幼稚園は、親の就労等が入園要件になっていないが、障がい児の受け入れが幼稚園でも広がっていくとよい。
- ・医療的ケア児と医療的ケアを必要としない児童が交流することで、双方の発達が促される。
- ・保育士や看護師の加配がなされれば、幼稚園における医療的ケア児等の受け入れは、難しい話ではない。

